

○白岡市教育委員会会議傍聴規則

昭和61年2月15日

教委規則第1号

白岡町教育委員会傍聴人規則（昭和29年白岡町教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手續）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、15人とする。ただし、白岡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特に必要があると認めるときは、会議に諮って変更することができる。

（議場への入場禁止）

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣、爆発物その他の危険な物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 犬、猫、小鳥その他の動物を所持している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持している者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語を交わし、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た者は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、教育長が特に許可した者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く決議があったときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第9条 傍聴人は、教育長の指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、教育長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月18日教委規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

